

転ばぬ先のかわら版 vol. 14 平成25年冬号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

司法書士は、次のような業務などを行っております。

- ・土地の売買や建物を新築した場合に必要な不動産登記、新しく会社を設立する、事業承継をスムーズに行うための法人登記など各種登記
- ・認知症などにより、物事の判断が難しくなった方に代わり、財産管理などを行う成年後見
- ・消費者金融、クレジットなどで借金が膨らんだ多重債務状態を、自己破産などで清算を行う債務整理
- ・相続を「争続」にしないための法的リスクを予防する円満な相続手続き
- ・生活上の身近な法律トラブル解決に向けた民事訴訟事件

これらの業務の中で、今回は民事訴訟事件のうち、最近、テレビや新聞などで取り上げられることの多い、働くことについての問題（労働トラブル）についてのお話です。

労働基準法って？



労働者と使用者（雇用主）の雇用契約を、民法の「契約自由の原則」によって法律関係を結ぶと、労働者にとって著しく不利な労働条件を強制されることになりかねません。

そこで、国が労使間に介入し、さまざまな労働条件の最低基準を法定しているのが労働基準法です。

最低賃金は、いくら？

千葉労働局によりますと、平成25年10月18日から、千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等を含む）の最低賃金額は、777円（時間額）となっております。また、これより高い特定最低賃金が

定められている業種もあります。

支給された金額から、通勤手当や時間外勤務手当などの各種手当、賞与などを除外した金額を時間当たりの金額に換算し、この最低賃金額（時間額）と比較することで判断します。

使用者（雇用主）は、最低賃金額より低い賃金で労働者を働かせることはできませんし、仮に、この額より低い賃金を定めても無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

労働法分野の法教育

最低賃金額に限らず、賃金の未払いやサービス残業、採用内定の取消し、労働条件の引下げや突然の解雇、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、労働トラブルは多種多様で、最近ではいわゆる「ブラック企業」も社会問題化しています。

労働法分野の法教育では、労働者自身が、「労働者の権利」を意識することで、労働条件・環境に違和感や理不尽さを感じ、労働基準監督署や法律専門家などに相談して解決方法を考える力、すなわち「法的な疑問を感じる力」を育てる事を目標としております。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。

活動実績

平成19年度：5校で開催	平成22年度：17校で開催
平成20年度：5校で開催	平成23年度：20校で開催
平成21年度：18校で開催	平成24年度：18校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

